

令和元年（ネ）第230号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲1 外1名

被控訴人 国

除斥期間に関する口頭意見陳述

令和2年1月20日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 新 里 宏 二

同 伊 東 満 彦  
外

ここで主張することは、優生手術による損害を求める権利は、まだ消滅して  
いないということです。その理由として4つの理由を上げて説明しました。

1つ目は、本件の除斥期間の起算点を、日弁連が優生手術に対する補償を求め  
る意見書を公表した2017年2月16日を起算点とするべきであり、そうす  
ると除斥期間は経過していないというものです。優生手術は優生保護法に基づ  
いて行われたため、その不法性は隠されておりました。そのため、権利を行使  
することができない期間が長期間存在していたからです。優生保護法が廃止さ  
れた後も被控訴人国が強制不妊手術は適法であり、不法行為ではないと主張し  
ていたため、控訴人達が現実に権利行使が可能となったのは、先に述べた意見  
書が公表された2017年まで待たなければなりません。そうすると、本件で  
は未だに除斥期間は経過していないと言えます。

2つ目は、除斥期間を定めたとされる民法724条後段は消滅時効と解釈するべきであり、そうすると本件では消滅時効の援用が制限されるというものです。1989年の最高裁判所の判決は、民法724条後段を除斥期間と解釈し、不法行為の被害者の請求を拒絶しました。しかし、その考えは民法の学者から強く批判されました。その後、2名の最高裁判事が消滅時効と解釈するべきとする意見を出しました。今年4月に施行される民法は724条の20年を消滅時効と解釈されるよう条文表現を工夫し、その考えを20年遡らせました。しかし、このような法改正だけでは被害者救済には不十分であり、20年以上前の不法行為についても消滅時効と解釈するべきです。そして、消滅時効と解釈した場合、被控訴人国が本件不法行為について消滅時効を援用することは、不法行為態様の悪質性、控訴人らの権利行使の困難性その他の事情から、信義則に反しまたは権利の濫用に該当します。

3つ目は、民法724条後段が除斥期間を定めたと解釈されたとしても、本件では除斥期間の適用が制限されるべきというものです。かつて河合最高裁判事は、正義や公平にかなう解決を見すべきとして、期間経過の一時をもって直ちに権利行使を遮断するべきではないとの意見を述べました。民法の学者も信義則違反や権利濫用の主張の適用をおおむね肯定しています。不法行為制度の趣旨は、損害の公平な分担にあります。公平な分担という考え方からすれば、画一的に期間経過によって権利が消滅すると考えるより個別事案の特性に応じて例外的に適用制限を認めることが法の趣旨になじむはずです。そこで、私達は、「著しく正義・公平の理念に反する」場合には、除斥期間の適用が制限されるべきと考えました。本件では、権利侵害が重大であること、権利者の置かれた状況等から長期間の権利行使が困難であり責任がないこと、他方で被控訴人国には、権利不行使について帰責性があり、義務を免れさせることが相当でな

いことから、本件の除斥期間の適用は正義・公平の理念、条理に照らし制限されると考えます。

今までは民法の考え方を述べました。4つ目は、憲法論です。強制不妊手術の被害を受けた被害者について除斥期間を定めた民法724条後段を適用することは、国家賠償請求権を人権として保障した憲法17条に違反するというものです。国は、優生保護法を制定して優生手術を強制するなど私人では到底なし得ない手段で控訴人らの権利を侵害しました。本件は、正に国家によって私人の人権が侵害された事案であり、このような人権侵害からの被害回復において、民法が定める損害賠償法の範囲でしか損害の補填が許されないとするのであれば、被害の救済が及ばない範囲を生じることになり、それは、国家賠償制度の適法性統制機能の観点からも許されません。本件のような被害類型に対し、国家賠償法4条で準用される民法724条後段を機械的に適用することは、国家無答責の原則を改め、国民に国家に対する賠償請求の権利を認めた憲法17条の趣旨に添わないことが明らかであり、国賠法4条が民法724条後段を準用する点は、本件控訴人らを含む優生手術被害者に適用する限りにおいて憲法17条に違反すると考えます。

除斥期間に関する主張は以上です。

以上